

育児休業手当金支給対象期間延長事由認定申告書の留意事項

- I この申告書は、保育所等での保育が開始されないことを理由に、育児休業手当金の支給対象期間の延長を求めるときに、必ず組合員本人が記載し、所属所を経由して提出してください。
- II 申告書は事実について正しく記載してください。申告しなければならない事柄を申告しなかったり、偽りの記載をして提出したりした場合は、延長期間分の育児休業手当金を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還を命ぜられることがあります。
- III 保育所等での保育が開始されないことを理由とした育児休業手当金の支給対象期間延長は、「速やかな職場復帰を図るために保育所等の利用（入所）申込みをしたが入所ができない」など、やむを得ず職場復帰ができない方を対象とした制度です。制度の趣旨に沿った延長の申請であることを確認するため、次の書類を育児休業手当金請求書に添付して申請してください。

【育児休業手当金請求書に添付が必要な書類】

- i 育児休業手当金支給対象期間延長事由認定申告書
- ii 市区町村に保育所等の利用（入所）申込みをしたときの申込書の写し
（電子申請の場合は申込内容出力したもの又は申込みをした画面の複写）
- iii 市区町村が発行した保育所等における保育が当面行われないことが明らかとなる通知の写し
（入所保留通知書、入所不承諾通知書など市区町村によって名称が異なります。）

IV 3の①欄について、申込みをしていない場合は、原則として延長の要件を満たしません。

ただし、子の疾病や障害により特別に配慮が必要であり、市区町村から保育体制が整備されていない等の理由により、申込みの受付ができないとされた場合には、延長が認められる場合があります（注1）。この場合は、理由欄に特別な配慮が必要な理由及び市区町村との相談の内容を記載の上、次の書類を育児休業手当金請求書に添付して申請してください。

【育児休業手当金請求書に添付が必要な書類】

- i 育児休業手当金支給対象期間延長事由認定申告書
- ii 医師の診断書や障害者手帳の写しなど、特別な配慮が必要であることを確認できる書類

V 3の②欄について、申込みをした日が子の1歳の誕生日（注2）（又は1歳6か月の誕生日応答日）以後の場合は、原則として延長の要件を満たしません。

ただし、市区町村が1歳の誕生日以後でなければ申込みを受け付けないなど、保育利用の申込みの機会が極端に限られる場合は、延長が認められる場合があります（注1）。この場合は、理由欄に具体的な理由や市区町村との相談の内容等を記載してください。

VI 3の③欄について、利用（入所）開始希望日が子の1歳の誕生日（注2）（又は1歳6か月の誕生日応答日）の翌日以後の場合は、原則として延長の要件を満たしません。

ただし、市区町村が募集をしていない時期があるために、申込可能な希望日での申込みをした場合は、延長が認められる場合があります（注1）。この場合は、理由欄に具体的な理由を記載の上、Ⅲ i～iiiに加えて、次の書類を育児休業手当金請求書に添付して申請してください。

【育児休業手当金請求書に添付が必要な書類】

保育所入所の案内やホームページなど、市区町村が申込みを受け付けていないことが確認できる書類

VII 3の④欄について、申込みにおいて「保育所等への入所を希望していない」、「育児休業からの職場復帰の意思がない」、「育児休業の延長を希望する」、「入所保留となることを希望する」など、職場復帰や保育所等への入所の意思がないことを明示的に記載・選択しているときは「している」場合に該当します。

VIII 3の⑤欄について、入所保留通知書、入所不承諾通知書などに記載された有効期間を記載してください。入所保留通知書、入所不承諾通知書などに有効期間の記載がない場合は、空欄で構いません。

IX 3の⑥欄について、1に記載した子について、これまでに内定を辞退している場合は、原則として延長の要件を満たしません。

ただし、内定後の住所変更など、内定した保育所等に子を入所させることが困難な事情が生じた場合は、延長が認められる場合があります。この場合は、理由欄に変更前の住所や変更前後の勤務場所、事情が生じた日及び具体的な理由を記載してください。

X 3の⑦欄の「通所方法」については、通所する場合に利用する予定だった交通手段（徒歩・自転車・自動車・バス等）を記載し、その交通手段による自宅からの片道の所要時間を記載してください。

なお、送迎サービス等を利用する場合は、送迎場所までの片道の所要時間を記載してください。

XI 3の⑧欄について、利用（入所）希望の保育所等が、合理的な理由なく通所に自宅から片道30分以上要する保育所等のみとなっている場合は、原則として延長の要件を満たしません。

選択肢に応じて、Ⅲ i～iiiに加えて、次の書類を育児休業手当金請求書に添付して申請してください。

- ・ ア～ウを選択した場合：Ⅲ i～iiiの書類のみ
- ・ エを選択した場合：医師の診断書や障害者手帳の写しなど、特別な配慮が必要であることを確認できる書類
- ・ オを選択した場合：理由欄に具体的な理由を記載のうえ、記載内容を確認できる書類

（注1） 単に申込みを忘れていた場合や、市区町村への相談なく申込みをしなかった場合は、延長の要件を満たしません。

（注2） パパ・ママ育休プラスの利用時は、「1歳に達する日後の育児休業終了日の翌日」又は「1歳2か月に達する日の翌日」のいずれか早い日。